

中学3年 社会

2学期期末テスト予想問題

50分・100点 大問8題・小問40問

解答と解説・記述問題の採点基準

想定する範囲

公民：現代社会、日本国憲法・人権、民主政治、国会・内閣・裁判所、地方自治、消費と市場の基礎

公民の政治分野から経済の導入までを想定しています。財政・金融・国際社会は含みません。学校や教科書によって進度が異なるため、学校の試験範囲を優先してください。

大問	学習内容	配点	得点
1	現代社会と合意のつくり方	12	／12
2	日本国憲法の基本原理	12	／12
3	基本的人権と共生	12	／12
4	選挙と民主政治	14	／14
5	国会の役割	12	／12
6	内閣と三権分立	12	／12
7	裁判と地方自治	12	／12
8	消費生活と市場のしくみ	14	／14
合計	40小問	100	／100

語句問題は原則として正答で2点。記述は模範解答と同じ文でなくても、必要な内容が合っていれば採点します。部分点は各問の基準に従ってください。意味が変わる誤記は正答にしません。

学習指導要領と教科書会社の公式計画を参考にしたオリジナル問題です。特定校の出題や出題率を保証するものではありません。

範囲の根拠・資料の出典は解答解説に掲載しています。

第1問 現代社会と合意の作り方

〔12点〕

(1) グローバル化〔2点〕

貿易や交通、通信の発達によって、国や地域の相互依存が深まります。

採点 正答で2点。

(2) 少子高齢化〔2点〕

出生数などの変化による少子化と、高齢者の割合が高まる高齢化を合わせた用語です。

採点 正答で2点。

(3) 効率〔2点〕

目的を達成するために、時間・費用・資源などを無駄にしていないかに注目する見方です。

採点 正答で2点。

(4) 公正〔2点〕

全員を機械的に同じ扱いにすることだけでなく、立場や条件の違いも踏まえて考えます。

採点 正答で2点。

(5) 人数の少ない部の事情や意見も考慮し、みんなが納得できる利用方法に近づけるため。〔4点〕

多数決は決め方の一つですが、事前の話し合いや少数意見の尊重が欠かせません。

採点 少数の部の意見・事情を尊重すること2点。納得や合意を得ること2点。

確認 資料のどこを根拠にしたか、用語を似た言葉と区別できるかを見直しましょう。

第2問 日本国憲法の基本原理

〔12点〕

(1) 国民主権 〔2点〕

天皇が主権をもつのではなく、国民が政治の最終的な決定権をもちます。

採点 正答で2点。

(2) 1947年5月3日 〔2点〕

公布は1946年11月3日、施行は1947年5月3日です。公布と施行を区別します。

採点 年月日が全て正しければ2点。

(3) 基本的人権の尊重 〔2点〕

国民主権・基本的人権の尊重・平和主義が三つの基本原理です。

採点 正答で2点。

(4) 平和主義 〔2点〕

憲法第9条などに表れています。国際平和への願いも憲法前文に示されています。

採点 正答で2点。

(5) 国の権力が勝手に使われないように憲法で制限し、人々の自由や権利を守るため。 〔4点〕

憲法は、国家の権力を制限して権利を保障する最高法規です。単なる国民への命令ではありません。

採点 国の権力の乱用を憲法で制限すること2点。個人の自由・権利を保障すること2点。

確認 資料のどこを根拠にしたか、用語を似た言葉と区別できるかを見直しましょう。

第3問 基本的人権と共生

〔12点〕

(1) 自由権〔2点〕

精神の自由、身体の自由、経済活動の自由などがあります。

採点 正答で2点。

(2) 生存権〔2点〕

憲法第25条に関わる社会権です。社会権は人間らしい生活の保障を求める権利です。

採点 正答で2点。

(3) 子どもに普通教育を受けさせる義務〔2点〕

保護する子どもに教育を受けさせる義務です。「子どもが教育を受ける義務」とはしません。

採点 「子どもに教育を受けさせる義務」など、義務の主体が保護者だと分かれば2点。

(4) プライバシーの権利〔2点〕

憲法にそのままの名称が書かれているわけではなく、個人の尊重などに基づいて考えられる権利です。

採点 正答で2点。

(5) 必要な支援を加えて利用の妨げを取り除くことで、障害などの有無にかかわらず図書館を利用する機会を保障できるから。〔4点〕

見かけ上同じ対応でも、ある人にだけ利用の壁が残る場合があります。状況に応じた配慮による実質的な平等を考えます。

採点 状況に応じて利用の妨げを取り除くこと2点。等しく利用の機会を保障すること2点。

確認 資料のどこを根拠にしたか、用語を似た言葉と区別できるかを見直しましょう。

第4問 選挙と民主政治

〔14点〕

(1) 満18歳以上〔2点〕

年齢以外の法定の要件もあります。被選挙権の年齢とは区別します。

採点 「18歳」「満18歳以上」で2点。

(2) 秘密選挙〔2点〕

有権者が圧力を受けず、自分の意思で投票するための原則です。

採点 正答で2点。

(3) A〔2点〕

小選挙区制では、一つの選挙区で最も多くの票を得た候補者一人が当選します。

採点 正答で2点。

(4) 5,800票、58%〔4点〕

$3,500 + 2,300 = 5,800$ 票。 $5,800 \div 10,000 \times 100 = 58\%$ です。当選に結びつかない票を死票といいます。

採点 5,800票で2点、58%で2点。

(5) 政党の得票に応じて議席を配分するため、少数の意見も議席に反映されやすい。〔4点〕

比例代表制でも制度や配分方法によって死票は生じます。「全く死票がない」とは言い切りません。

採点 得票に応じて議席を配分すること2点。少数意見の反映、または死票が比較的少ないこと2点。

確認 資料のどこを根拠にしたか、用語を似た言葉と区別できるかを見直しましょう。

第5問 国会の役割

〔12点〕

(1) 立法機関〔2点〕

国会は法律を制定する機関です。行政を担当する内閣、司法を担当する裁判所と区別します。

採点 「立法機関」「立法」で2点。

(2) 6年〔2点〕

参議院は解散がなく、3年ごとに半数を改選します。

採点 正答で2点。

(3) 4年〔2点〕

任期は4年ですが、解散された場合は任期満了前に総選挙を行います。

採点 正答で2点。

(4) 内閣〔2点〕

内閣が予算案を作り、国会が審議して議決します。作成と議決を混同しないようにします。

採点 正答で2点。

(5) 衆議院は参議院より任期が短く、解散もあるため、国民の意思をより反映しやすいと考えられるから。〔4点〕

任期・解散という制度の特徴を、国民の意思との関係へつなげて説明します。

採点 任期が短いこと1点。解散があること1点。そのため国民の意思をより反映しやすいこと2点。

確認 資料のどこを根拠にしたか、用語を似た言葉と区別できるかを見直しましょう。

第6問 内閣と三権分立

〔12点〕

(1) 行政〔2点〕

国の行政権は内閣に属します。各省庁などが具体的な行政の仕事を行います。

採点 正答で2点。

(2) 議院内閣制〔2点〕

内閣は国会に対して連帯して責任を負います。国民が首相を直接選ぶしくみではありません。

採点 正答で2点。

(3) 総辞職する〔2点〕

憲法第69条のしくみです。解散の対象は衆議院であり、参議院ではありません。

採点 「総辞職」「内閣が総辞職する」で2点。

(4) 違憲審査権〔2点〕

最高裁判所は違憲審査の最終的な判断を行う終審裁判所です。下級裁判所にも違憲審査の権限があります。

採点 「違憲審査権」「違憲立法審査権」で2点。

(5) 一つの機関に権力が集中して乱用されるのを防ぎ、国民の自由や権利を守るため。〔4点〕

三つに分けること自体が目的ではありません。抑制と均衡によって、権力の乱用を防ぐという目的を捉えます。

採点 権力の集中・乱用を防ぐこと2点。国民の自由・権利を守ること2点。

確認 資料のどこを根拠にしたか、用語を似た言葉と区別できるかを見直しましょう。

第7問 裁判と地方自治

〔12点〕

(1) 民事裁判〔2点〕

犯罪について有罪・無罪や刑罰を判断する刑事裁判と区別します。

採点 正答で2点。

(2) 三審制〔2点〕

誤った判断を正し、慎重・公正な裁判を実現するためのしくみです。全事件で無条件に3回受けられるという意味ではありません。

採点 正答で2点。

(3) 裁判員制度〔2点〕

民事裁判すべてに参加する制度ではありません。国民の司法への参加を広げる制度です。

採点 正答で2点。

(4) 条例〔2点〕

地方公共団体は、法律の範囲内で条例を定めます。地方議会が制定します。

採点 正答で2点。

(5) 二元代表制。首長と議会が互いにチェックし、一方だけで政治を進めることを防ぐ。〔4点〕

国の議院内閣制とは違い、首長も議会も住民から直接選ばれます。どちらも住民を代表する立場です。

採点 二元代表制2点。相互の抑制・一方の独走防止という意義2点。

確認 資料のどこを根拠にしたか、用語を似た言葉と区別できるかを見直しましょう。

第8問 消費生活と市場のしくみ

〔14点〕

(1) 家計〔2点〕

家計は消費を行うほか、企業に労働力を提供し、賃金などの所得を得ます。

採点 正答で2点。

(2) 60個〔2点〕

需要量は、その価格で買いたい量です。供給量は、その価格で売りたい量です。

採点 正答で2点。

(3) 上がる〔2点〕

需要量が供給量を上回ると、買い手の競争などにより価格が上がる方向に動きます。

採点 正答で2点。

(4) 需要量は20個増加、供給量は20個減少。〔4点〕

需要量は40個から60個へ、供給量は60個から40個へ変わります。増加と減少を明示します。

採点 需要量20個増加で2点。供給量20個減少で2点。

(5) クーリング・オフ。通常のインターネット通販には原則として適用されない。〔4点〕

通信販売では返品条件などの確認が大切です。取引の形態によって適用が異なり、電話勧誘などを伴う場合は別に判断されます。

採点 クーリング・オフ2点。通常の通信販売には原則適用されないと判断して2点。

確認 資料のどこを根拠にしたか、用語を似た言葉と区別できるかを見直しましょう。

範囲の考え方と資料の出典

現行の公式年間計画を照合し、2学期の公民で扱う憲法・人権・民主政治を中心に、経済の導入を加えました。学習指導要領は全国一律の期末試験範囲を定めていません。学校の範囲表と一致する単元から取り組んでください。

出典一覧 資料名をクリックすると元の資料を確認できます。

1. 文部科学省 中学校学習指導要領解説 社会編

確認対象：学習範囲 | www.mext.go.jp (資料名にリンク)

2. 日本文教出版 三分野の学習指導計画 令和7年度版

確認対象：年間計画 | www.nichibun-g.co.jp (資料名にリンク)

3. 帝国書院 中学生の公民 令和7年度版

確認対象：年間計画 | www.teikokushoin.co.jp (資料名にリンク)

4. 衆議院 日本国憲法

確認対象：憲法・政治 | www.shugiin.go.jp (資料名にリンク)

5. 裁判所 概要 裁判所の審級制度

確認対象：裁判 | www.courts.go.jp (資料名にリンク)

6. 裁判所 裁判員制度Q&A

確認対象：裁判 | www.courts.go.jp (資料名にリンク)

7. 消費者庁 クーリング・オフの適用対象範囲について

確認対象：消費生活 | www.no-trouble.caa.go.jp (資料名にリンク)

図表について

問題文・解答・表・関係図・棒グラフは独自に作成しました。選挙の得票数と需要・供給の数値は学習用の架空データです。憲法の説明は必要な内容を要約しています。教科書の紙面・問題・図版は転載していません。

資料・制度の確認日：2026年10月4日。法律の条文そのものが必要なときは、上記の公式資料で確認してください。